

令和7年度 訪問介護 指摘事項一覧

19事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	従業員の員数	事業所ごとに、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5以上置いていることが確認できませんでした。指定訪問介護事業所として配置すべき人員を配置してください。	都条例第111号第5条 都条例施行規則第141号第3条第1項 都条例施行要領第三の一の1の(1)	2
2	従業員の員数	専ら指定訪問介護に従事するサービス提供責任者を配置していることが確認できませんでした。専ら指定訪問介護に従事するサービス提供責任者を配置してください。	都条例第111号第5条 都条例規則第141号第3条第3項 都条例施行要領第三の一の1の(2)	1
3	運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)に虐待の防止のための措置に関する事項が定められていませんでした。必要な項目を適切に定めてください。	都条例第111号第9条第7号 都条例施行要領第三の一の3の(4)⑤	2
4	介護等の総合的な提供	指定訪問介護の事業の運営に当たって、身体介護、生活援助のサービスを提供しておらず、通院等乗降介助のサービスのみの提供していました。入浴、排せつ、食事の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供してください。	都条例第111号第10条 都条例施行要領第三の一の3の(5)	1
5	内容及び手続の説明及び同意	利用申込者との間で重要事項説明書及び契約書を取り交わしていないにも関わらず、指定訪問介護を提供している事例がありました。指定訪問介護の提供の開始に 際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に 対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該利用申込者の同意を得てください。	都条例第111号第12条第1項 都条例施行要領第三の一の3の(8)	1
6	勤務体制の確保	職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により、従業者の就業環境が害されることを防止するための以下の措置が適切に講じられていませんでした。ついては、これらの措置を適切に講じてください。 ●職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 ●相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。	都条例第111号第11条第4項 都条例施行要領第三の一の3の(6)④	1
7	勤務体制の確保	勤務表を作成していない事例や、同法人の他事業所の従業者と勤務表が混在している事例がありました。指定訪問介護事業所ごとに訪問介護員等の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にした勤務表を作成するなど、利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、職員の勤務体制を定めてください。	都条例第111号第11条第1項 都条例施行要領第三の一の3の(6)①	2
8	勤務体制の確保	訪問介護員等に対し、研修を実施していることが確認できませんでした。訪問介護員等の資質向上のための研修の機会を確保してください。	都条例第111号第11条第3項 都条例施行要領第三の一の3の(6)③	1

令和7年度 訪問介護 指摘事項一覧

19事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
9	業務継続計画の策定等	業務継続計画に係る研修及び訓練がそれぞれ年1回以上行われていませんでした。業務継続計画に係る研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施してください。	都条例第111号第11条の2第2項 都条例施行要領第三の一の3の(7)③④	4
10	サービス提供の記録	指定訪問介護を提供した際の、提供したサービスの具体的な内容や利用者の心身の状況が記録されていない事例がありました。ついては、指定訪問介護を提供した際は、当該指定訪問介護の提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録してください。	都条例111号第23条第2項 都条例施行要領第三の一の3の(16)②	1
11	計画の作成	訪問介護計画の作成に関する以下の業務の全て又は一部が適切に行われていない事例がありました。サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に係る一連の業務を適切に行ってください。 ●訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにすること。 ●訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成し、訪問介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。 ●訪問介護計画は、その内容等を説明した上で利用者の同意を得て利用者に交付すること。 ●訪問介護計画の目標及び内容等については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。 ●訪問介護計画作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。	都条例第111号第28条 都条例施行要領第三の一の3の(20)	7
12	感染症の予防及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施すること。	都条例第111号第32条第3項 都条例施行規則第141号第4条の2第1項 都条例施行要領第三の一の3の(23)②	8
13	掲示	運営規程の概要や利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が事業所の見やすい場所に掲示又は閲覧可能な形で備え付けられていませんでした。当該重要事項を掲示もしくはファイル等を用いて事業所の見やすい場所に備え付けてください。	都条例111号第33条第1項及び第2項 都条例施行要領第三の一の3の(24)①②	5
14	掲示	重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表していませんでした。法人のホームページ等又は情報公表システム上に掲載・公表してください。	都条例111号第33条第1項及び第3項 都条例施行要領第三の一の3の(24)①	1
15	秘密保持等	従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。従業者や従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例111号第34条第1項及び第2項 都条例施行要領第三の一の3の(25)①②	3

令和7年度 訪問介護 指摘事項一覧

19事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
16	秘密保持等	利用者本人又は利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	都条例111号第34条第3項 都条例施行要領第三の一の3の(25)③	7
17	虐待の防止	虐待の発生及び再発を防止するための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修を定期的実施すること。 ●虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	都条例第111号第39条の2 都条例施行規則第141号第4条の3第1項 都条例施行要領第三の一の3の(31)	4
18	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する記録の一部に不足があったため、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を適切に整備してください。	都条例第111号第41条第1項	1
19	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項が届け出られていなかったため、業務管理体制の整備に関する事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項第2項	1
20	給付費の算定 (訪問介護費)	訪問介護費の請求区分に誤りがある事例や、請求実績とサービス提供記録の訪問介護に係る提供回数が一致しない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整をしてください。	厚告第19号別表1の注1注7 老企第36号第2の2(2)(3)(4)	2
21	給付費の算定 (高齢者虐待防止措置 未実施減算)	規定されている高齢者虐待防止措置が講じられていない場合に、当該措置が講じられていない事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しなければなりません。ついては、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第19号別表1の注5 老企第36号第2の2(10)	3
22	給付費の算定 (特定事業所加算)	特定事業所加算Ⅱの以下の要件を満たしていることが確認できませんでした。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整をしてください。 ●計画的な研修の実施 ●会議の定期的な開催 ●定期健康診断の実施 ●緊急時における対応方法の明示 ●文書等による指示及びサービス提供後の報告	厚告第19号別表1の注10 老企第36号第2の2(14)	3
23	給付費の算定 (同一建物減算)	事業所と同一敷地内に居住する利用者にサービスを提供していたが、同一建物減算を適用していない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整をしてください。	厚告第19号別表1の注12 老企第36号第2の2(16)	1

令和7年度 訪問介護 指摘事項一覧

19事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
24	給付費の算定 (初回加算)	初回加算の以下の要件を満たしていることが確認できない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整をしてください。 ●訪問介護計画を作成していること。 ●サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は訪問介護員が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行していること。	厚告第19号別表1の二 老企第36号第2の2(21)	5